

# 平成20年4月から老人医療制度が後期高齢者医療制度にかわります！

## 後期高齢者医療制度は国が全国一律に定めた制度です

平成19年11月27日開催の愛媛県後期高齢者医療広域連合議会において決定した後期高齢者医療制度に関する主なポイントについてお知らせします。

### 被保険者は・・・

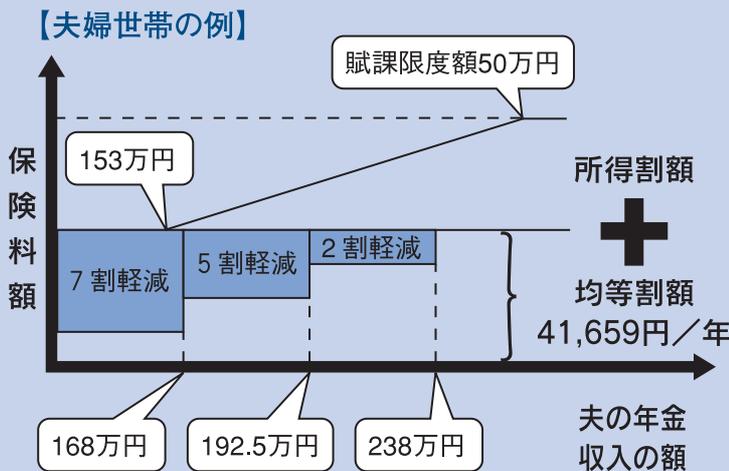
愛媛県内に住む75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害がある方のすべてが、後期高齢者医療制度の被保険者となります。(65歳以上で一定の障害がある方は申出により被保険者とならないことも可能です。)

### 保険料は・・・

保険料は、定額部分である均等割額(41,659円/年)と所得に応じて計算される所得割額(所得割率7.85%)の合計額となり、所得の低い方には、均等割額が軽減(7割・5割・2割)されます。

また、国民健康保険では世帯単位で保険料が賦課されていましたが、後期高齢者医療では個人単位で保険料が賦課されます。

○1人当たり保険料額＝均等割額(41,659円/年)＋1人当たり所得割額(被保険者の所得に応じて計算)  
被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等×所得割率(7.85%)



### 後期高齢者医療制度加入前に健康保険などの被扶養者だった方の保険料の特例措置

- 加入から2年間は均等割が半額に軽減され、所得割が賦課されません。
- 平成20年4月から9月までは、保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減します。

※保険料は原則として年金(年額18万円以上の方)から天引きされます。年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、納付書等によりお近くの金融機関等へ個別に納めます。

### 保険証は・・・

受診の際、今までは老人医療受給者証と保険証が必要でしたが、後期高齢者医療制度では原則**保険証1枚**で受診できます。老人医療制度で交付されていた医療受給者証は廃止されます。**病院を受診するときには、保険証を必ず提示してください。**

### 医療の給付は・・・

後期高齢者に対する医療給付については、新たに設けられる「高額医療・高額介護合算制度」以外は、これまでの老人保健や国保と同様の給付が受けられます。また、各種申請については、これまでどおり各市町の担当窓口で受け付けます。

## 医療機関で診療を受けたときは・・・

病気やけがにより保険医療機関を受診したとき、被保険者証を提示し、自己負担額を医療機関窓口で支払うことで、自己負担額を除いた医療費（7割又は9割）を後期高齢者医療が負担します。

※自己負担額…【一般の方 1割】 【現役並みの所得がある方 3割】

## 自己負担額が高額になったときは・・・

1か月に支払った医療費が高額となり、限度額を超えた場合は、申請により**限度額を超えた分が高額療養費として支給されます**。申請を一度行くと、次の高額療養費支給は申請の必要がありません。※現在の老人医療制度ですでに申請をし、高額医療費を受けている方については、後期高齢者医療制度での新たな申請の必要はありません。

また、同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額との合計額が限度額を超えた場合は、申請により**限度額を超えた分が支給されます**。

## 被保険者が亡くなったときは・・・

後期高齢者医療制度における被保険者の方が亡くなったときには、その方の葬祭を行った方に、**2万円を葬祭費として支給**します。

## ★住民説明会開催について

■以下のとおり説明会を開催いたしますので、平成20年4月1日現在で74歳以上の方及びそのご家族の方は是非、ご参加ください。

※地区を指定していますが都合の悪い方はどの会場に参加してもかまいません。

	実施日	地区名	開催時間	開催場所
弓削地区	2月4日(月)	久司浦	9:00～	久司浦集会所
		沢津	10:30～	沢津集会所
		上弓削、緑ヶ丘	13:30～	上弓削福祉センター
		引野・明神	15:30～	明神集会所
	2月5日(火)	佐島1・2	9:00～	江尻集会所
		佐島3～9	10:30～	粟手集会所
		狩尾・大谷	13:30～	狩尾集会所
		太田、土生、鎌田	15:30～	土生集会所
2月6日(水)	岳ノ下	9:30～	せとうち交流館	
	中都、浜都、日比	13:30～	中都・浜都集会所	
生名地区	2月5日(火)	1・2・3分団	14:00～	公民館
	2月6日(水)	4分団	14:00～	開発センター
	2月7日(木)	5・6分団	14:00～	西浦集会所
岩城地区	2月5日(火)	海原、東1・2、西、高原、大谷	13:30～	生活文化センター
	2月6日(水)	新地、谷、浜、浜2、西部	13:30～	生活文化センター
	2月7日(木)	赤石、小漕、長江、船越	13:30～	北集会所
魚島地区	2月13日(水)	高井神	13:30～	高井神公民館
	2月14日(木)	魚島	13:30～	開発センター

## 問合せ先

■上島町各総合支所 住民課

弓削支所 77-2500 生名支所 76-3000 岩城支所 75-2500 魚島支所 78-0011

■愛媛県後期高齢者医療広域連合

TEL 089-911-7733 E-mail [info@ehime-kouiki.jp](mailto:info@ehime-kouiki.jp) ホームページ <http://www.ehime-kouiki.jp/>